

## 《2007年8月例会報告》

【日 時】2007年8月21日(火) 19:00~21:00 (その後「ルン」~23:30 過ぎ=終電前!)

【会 場】筑波大学附属高校 3F 会議室

【テーマ】特待生問題を考えるー「学校」「スポーツ」「タレントの育成」を中心に

【進 行】中塚義実(参加者による議論)

【参加者(会員)】牛木素吉郎(ビバ!サッカー研究会) 木幡日出男(東京成徳大学) 高田敏志(町田高ヶ坂 SC) 中塚義実(筑波大学附属高校) 野田直広(富士電機) 藤田直樹(ビバ!サッカー研究会) 室田真人(中央大学/NPO 法人九曜クラブ) 矢野英典(日本ジャーナリスト会議)

【参加者(未会員)】★白井久明(京橋法律事務所/第2東京弁護士会スポーツ法政策研究会) ★高木宏行(キーストーン法律事務所/第2東京弁護士会スポーツ法政策研究会) ★落合博(毎日新聞社) ★伊東卓(新四谷法律事務所/第2東京弁護士会スポーツ法政策研究会)

注) ★は未会員かつ初回参加のため参加費無料

【ルンからの参加者】名取香織(漢陽大学)とその友達(女性)

【報告書作成者】室田真人

注) 参加者は所属や肩書を離れた個人の責任でこの会に参加しています。括弧内の肩書きはあくまでもコミュニケーションを促進するため便宜的に書き記したものであり、参加者の立場を規定するものではありません。

\*\*\*\*\*

## 特待生問題を考える

ー「学校」「スポーツ」「タレントの育成」を中心に

進行(コーディネーター): 中塚 義実

\*\*\*\*\*

### はじめに: 本日の流れ(中塚)

前半は、8月4日に行われたスポーツ法学会のシンポジウム(下記参照)を受けて、そこであまり深められなかった特待生問題の議論に時間をとりたいと思います。

後半部分は、特待生問題から離れて、議論が広がっていくかもしれません。「学校」は何をするところなのか、「スポーツ」はどこが担うのか、「タレント」をどのように見だし、育てるかについて、幅広く、後半1時間で議論をしていきたいと考えます。

#### 「8月4日に行われたスポーツ法学会のシンポジウム」

主 催: 日本スポーツ法学会 / 第二東京弁護士会スポーツ法政策研究会

テーマ: 「高校におけるスポーツ「特待生」制度を考える」

日 時: 2007年8月4日(土)13時~16時

場 所: 早稲田大学西早稲田キャンパス9号館5階第一会議室(約90名定員)

パネリスト: 白井久明(弁護士・第二東京弁護士会)

中塚義実(筑波大学附属高校保健体育科教諭・サッカー部顧問)

馬場礼三(愛知医科大学小児学講座准教授)

座 長: 高木宏行(弁護士・第二東京弁護士会)

## 目次

- I シンポジウムの概要
- II 特待生問題を特待生問題から考える（前半部）
- III 特待生問題を教育問題として考える（後半部）
- IV 補足

### I シンポジウムの概要（中塚）

サロン会員のメーリングリストの中で、特待生問題に関する意見が飛び交っていたのはご存じだと思います。

8月4日のシンポジウムは、話が拡散したと言えるかもしれません。高校野球で特待生制度が明るみに出るきっかけとなった事例、また高野連での受け止め方は、補足資料※1をご参照ください。

野球以外での特待生制度の事例は補足資料※2にあります。説明は割愛させていただきますが、野球だけでなく、さまざまなスポーツにおいて、特待生、あるいはスポーツ推薦をめぐっているいろんなことが起きているということを指摘しておきたいと思います。お金のやりとりや学校制度の問題、単位制の学校や通信制の学校の大会参加等、いろいろなケースが出てきています。こうした事態を受けて、高野連、高体連等が苦勞していることが多々あります。

サッカーのケースは補足資料※3にあります。サッカーは野球と違ってプロへの道は一つではない、プロとアマの垣根が低いということ、統括団体が一つであるということ、そして選手を育成するという考え方そのものが野球とは違うということで、リーグ構造、選手育成の流れを紹介しました。

その後、3名の演者がそれぞれの立場から意見を述べました。まず、愛知医科大学小児科の馬場礼三氏から、子どもの成長の観点から話がありました。次に、私（中塚義実）が言ったのは、どちらかという教育的な話。最後に、弁護士の白井久明氏が、法的なところに触れながら話をされました。

結論を言いますと、まず、特待生だけでなく、スポーツ推薦、留学生、単位制、通信制の学校など、学校をめぐる競技スポーツの環境にいろいろな形が現れているということを認識できました。そして、3名の演者が合意したのは、特待生問題の是非というよりも、言葉が適切かどうか分かりませんが、スポーツだけやっている、いわゆる「スポーツバカ」を生み出す学校教育にこそ問題があるということです。ただ、このシンポジウムではフロアーを含めたディスカッションができなかったため、違う意見をお持ちの方もいらっしゃったかも知れません。

高校野球の参加資格としての特待生問題については、あまり深く突っ込むことができなかったと思います。本日の前半部分では、高校野球の特待生問題に特化して、ざっくりばらんに意見を交換していきたいと思います。

### II 特待生問題を特待生問題から考える（ディスカッション）

#### ■ なぜ高野連が特待生を禁止しているのか

中塚：8月4日のシンポジウムで出てきたことに関するご質問、あるいはご意見はありますか。高校野球における特待生問題。まず、そこについて何かありましたらお願いします。

牛木：高野連が特待生を禁止していることでさまざまな問題が噴出しました。では、なぜ高野連は特待生を禁止しているのか。これは、前回のシンポジウムでもあまり突っ込まれなかったことです。いったいなぜ高野連が特待生を禁止しているのかを、お答えいただける方はいらっしゃいますか。

白井：特待生を禁じているというのはちょっと違っていて、学生野球憲章の13条に違反しているのではないかと思います。特待生といわれている制度が憲章13条に違反しているのではな

いかということが問題とされたということです。前回のシンポジウムで、その辺りの問題を説明できていなかったのではないかとということがあったのですが、前提としては憲章の 13 条に抵触するかどうかの議論に関して、ぼくの方で疑問を提起いたしました。

特待生というのは何を指しているのか、ということをはっきりさせる必要があるということです。はっきりしない中で、色々なイメージで議論がされているということです。つまり、実態が明らかでないのに、抽象論をぶつけ合っていてもしょうがないのではないのかということです。特待生の実態をどれだけ類型化できるのかということになるのですが、その点をまずはっきりさせる必要があります。禁止しているかいないかではなく、憲章 13 条に抵触するのかどうかというのが問題の始まりです。まず、特待生の実態を明らかにしたうえで、憲章の 13 条を改正するにしてもどのように改正すればいいのかという問題に繋がってきます。

牛木：ぼくは、前回のシンポジウムの進め方を批判しているわけではありません。憲章の 13 条は、どのような精神・理念においてできているかを説明していただきたいと思います。

中塚：学生野球憲章 13 条は、以下のように定められています。

「選手又は部員は、いかなる名義によるものであっても、他から選手又は部員であることを理由として支給され又は貸与されるものと認められる学費、生活費その他の金品を受けることができない。但し、日本学生野球協会審査室は、本憲章の趣旨に背馳しない限り、日本オリンピック委員会から支給され又は貸与されるものにつき、これを承認することができる」。

牛木さんのご指摘というのは、どういう背景でこのようなものが出てきたのかということですね。

牛木：その規則については、社会的・歴史的背景があるということですよ。それについてご説明いただけないかということです。

白井：有識者会議の中で、一般には公表されていないデータがあります。田名部常務理事が歴史的な部分をかなり詳しく述べています。終戦後、高校野球が復活した段階で、選手間の暴力事件、選手を他から引き抜く、年齢をごまかして大学生を選手登録する、中学生を引き抜くということが、当時からまかり通っていました。このような関係で憲章 13 条ができたという説明がされています。

それから、全国大会に出場するチームに無償で野球用具を提供したり、チームで 5 社からユニフォームをもらったりといったことが、一時期加熱して行われていました。そして野球用具の宣伝に利用されるということも生じていました。

これは憲章ができた後のことになりますが、昭和 30 年に初めてオールジャパンがハワイ遠征をしたときに、空港に見送りに来たプロ関係者が、生徒に餞別ということでポケットにお金をねじ込んだという事件もありました。先日のシンポジウムでも、このような歴史について話をしてくれる関係者を探したのですが、なかなか少ないんですよ。有識者会議で田名部さんが説明された部分では、かなり詳しく歴史が述べられています。有識者会議の議事録を開示する可能性も出てきました。（補注：現在は、高野連のホームページで公開されています。）

矢野：学生野球憲章はいつできたのですか。

白井：まず昭和 21 年 12 月に日本学生野球協会が設立されて、同月 21 日、学生野球基準要項として制定されます。それから昭和 25 年 1 月の改正を経て憲章になりました。その前、昭和 22 年に、野球統制令という、野球の活動を制限していた法令が廃止されました。

矢野：選手を引き抜く、オールジャパンでお金を渡すというのは、昭和 20 年代は世の中全体が貧乏で、お金を必要としていました。ただ、お金を蔑視する時代がありましたよね。本当は、お金は大事なのに、いかにもお金を蔑視するという、その残りかすがいまだに残っているように思うのですが。

白井：野球の場合は、他のスポーツよりも、プロとの関係で、大学もそうですけど、お金で引き抜い

たとか、例えば南海に行くはずなのに巨人が横取りしたということがありました。そういう類のことで、プロ同士でも、毎日オリオンズができたときに選手を引っ張ったという、お金をめぐる事件がありました。こういう背景もありました。

(中塚氏が、学生野球憲章制定までの略歴を板書する。板書内容は補足資料※4)

牛木：中塚さんが黒板に書かれているものを説明していただけないでしょうか。

中塚：この辺りは、日本のプロ野球成立のプロセスを紐解いたスポーツ社会学の菊幸一氏の本(『近代プロスポーツの歴史社会学』不昧堂、1993)などが参考になります。

要するに、明治維新以後、外来文化として野球がやってきて、最初はハイカラなスポーツとして学生たちがプレイとして取り組んでいました。それが、一高野球部が精神修養的な考え方で取り組むようになり、その辺りから野球道という考え方、教育の一つの手段としての野球という位置づけで、徐々に過熱していきました。一高がやっていた頃はまだまだだったのですが、これに早稲田や慶應が加わってきて、学生同士の試合がヒートアップしていく中で、こんなことで良いのかという論争が新聞紙上で始まりました。有名な「野球害毒論争」で、1911(明治44)年の話です。高校野球が始まるもっと前のことです。例えば新渡戸稲造などが新聞紙上で意見を述べています。柔道や剣道をやっている者は態度がしっかりしているが、野球をやっている者の態度はけしからん、野球ばかりをやっている勉強をしようとしない、といったことなどです。応援団の過熱の問題もありました。そういうのが東京朝日新聞の紙上で展開され、別の新聞社は野球を擁護するといった議論もあったようです。

この論争があった数年後の1915(大正4)年に、系列会社である大阪朝日新聞社が主催者になって、夏の高校野球がスタートします。主催となった根拠として、メディアはどうあるべきか、メディアは事実を伝達するだけでよいのかという問いがあります。事実を伝達するだけでなく、よりよいものを、自らが主体となって啓蒙していくべきではないのかという考えのもとで、今日の高校野球が始まりました。その後(1924)、春の選抜が大阪毎日新聞社主催で始まり、新聞社がバックアップする競技会が展開していきます。大阪毎日は、1918年に「日本フットボール大会」も主催します。今日の高校サッカー選手権につながるものですね。

学生野球はますますヒートアップしていきます。1936年にはプロ野球も成立しますが、白井さんがおっしゃったようなことがいろいろ起きて、政府の介入を許すのです。それが「野球統制令」ですね。戦後、野球統制令からは解放されますが、野球界のことは野球界自身でコントロールしていこうとの考えから、自分たち自身を律するためのルールを設けた、それが学生野球基準要綱であり学生野球憲章につながるというわけです。

牛木：そういうわけで、東京朝日の連載で、野球害毒論がありました。この時期、朝日は大阪が本社で、東京朝日は子会社です。子会社の東京朝日の方が害毒論をやって、その後で本社の大阪朝日が中等学校野球大会を始めたのです。そのとき東京朝日でやった害毒論の影響が強いのので、それを打ち消そうとしてアマチュアリズムを強調しました。それがアマチュア野球の基礎となっていて、野球界ではアマチュアリズムの影響が、非常に強力だったわけです。それが学生野球憲章にも、高野連の考え方にも反映しています。アマチュアリズムというのは物質的、金銭的に利益を求めないということですから、特待生もアマチュアリズムに反するといえます。先ほどの引き抜きの問題と特待生問題とは別物だとぼくは思っています。

白井：プロだけでなく、学校同士での引き抜きもありました。

牛木：ちょっと今の話とは性質が違いますが、この理念の一つにアマチュアリズムがあるのだということをお分かりいただきたい。もう一つは実際的な問題として、他のスポーツでもあるのですが、特待生をあるチームでは認めて、他のチームでは認めないのでは不公平が起きる、戦力的な不均衡が起きるといった実務的な問題があります。そういった問題と、後半に議論される英才教育の問題や特待生問題とは別であるということも言っておきたいと思うのです。

矢野：野球における英才教育ということですか。

牛木：スポーツ法学会のシンポジウムで、選手育成や英才教育を特待生と結びつけたような議論が出たのです。

### ■ 特待生は法的に違反があるのかー学校を中心に

藤田：一般人からの質問でよろしいですか。野球憲章違反ということは分かったのですが、特待生問題に関して、文科省からの問題はあるのですか。

白井：全くありません。ただし、特待生問題が出てきたときに、議員の方から、問題ではないかと指摘があったくらいです。議論はマスコミで出てきたようなものです。

藤田：教育基本法とか学校教育法に違反しているとか、そういうことはないんですね。

白井：憲章に違反している、していないは置いておいて、そういう議論はあまり出てきていないですね。

中塚：違反じゃないですよ。つまり、野球だから問題とされるのであって、他のスポーツでは普通に特待生はありますからね。

白井：ぼくがそっちの観点から指摘したのは、公的資金が入っているところに公的な資金をどこまで使っているのかというのが問題で、資金の使途が開示されているのかとか、カンパされているのかということです。ただし、その点については、OB たちがお金を出しているのではないのかという話もありましたが、その実態もよく見えてきません。公的な資金の使途という観点からは、文科省の管轄問題となることもあり得るかなという気はしています。

あと、文科省と多少からむのが、公欠問題です。学校では、授業に出ていないが、公欠扱いで出席という扱っていることが多いが、長期間の公欠を認めている学校の存在もあります。中塚さんが以前話したことがあるのですが、フィギュアの選手とか卓球の選手なんかで、結構いるということです。すなわち、出席日数の問題になってくると、文科省にも関わってきます。

中塚：公欠扱いにするかどうかは、学校長の裁量でできる問題です。

白井：もちろんそうですが、授業にまったく出なくて公欠ですというのはどうかということですよ。公式戦がどのくらいあって休まなければならないというのは、学校長の裁量ですよ。

牛木：学校教育法では、公欠に関する規則はあるのですか。

白井：それはないんじゃないですか。公欠というのは法的な制度ではないようです。

牛木：どのくらい出席させなければならないというのはあるのですか。

中塚：それは学則で決まるのではないのでしょうか。例えばうちの学校だったら、3分の1以上休んだら駄目だというのがあります。

白井：ただ、先日問題になった必修科目の未履修問題みたいなのがありますよね。ある生徒が授業を受けていないというのではなく、学校全体で受けていないときにどうなるかというのはあると思います。まだ私は詳細に詰めてはいないんですが。

中塚：多くの学校は学年進行ですから、1年時に必要な科目を履修しないと2年に進級できない。いくつかの単位を取っていても進級できなければ、もう一度同じ科目の単位を取り直さなければなりません。単位制の学校だとそうではなくて、トータルの年数の中で必要な単位を取れば卒業できる形です。単位制、通信制の学校でいろんなことをやりやすいのは、こういうところにもあるんです。

矢野：法律は置いておいて、15歳でオリンピックに出ている選手でメダルを取れば、学校へ行っていないなくても、政府も日本国民も許容する。その視点からみる必要もあります。だから、この問題にはいろんなことが含まれているんですよ。朝日新聞は夏の高校野球に3ページ使っています。これは朝日新聞の関係者に聞いた話なのですが、朝日新聞が甲子園をやっているのは大成功である。日本の高校生の大部分は、新聞は読むし、日本の高校生が甲子園に応援に来て、朝

日新聞の社旗を見る。地方大会の開会式と閉会式で朝日新聞の支局長が挨拶をする。朝日の広告になっています。その広告的な効果は信じられないくらいであります。メディアを含めて考えると、いろいろなところから話をしないといけないということが分かってきます。

藤田：例えば杉並学園にゴルフの石川くんというのがいます。広告業界からいうと、5000万、1億くらいのCM出演料を払ってもOKだと思います。それを本人がもらえないので、学校がもらうというのは大丈夫なのでしょうか？ 例えば学校教育法では、学校がその生徒を使って儲けるというのはどうなのでしょう？

白井：自分でお金をもらわなくても、そちらにお金が行くということですね。

中塚：学校教育法の話ではないんじゃないですか。

牛木：それは一つ一つの競技団体によって違うので一律には言えないです。ゴルフの場合は、高校生がプロになってはいけないという規定はありませんが、プロでなければお金をもらってはいけないということがありますね。本人がもらわなくて、それをどこかに寄附したという言い抜けはできるかもしれない。

藤田：今でもサッカーはトレーニング費とってお金を渡しますよね（補足資料※5）。

牛木：アマチュア規定は競技団体によって違うので、サッカーの場合はまた異なりますよね。サッカーの場合は原則としてプロアマ共存ですから、プロとアマは別という考え方はもともとないのです。サッカーの場合の支払いはトレーニング費として行われますが、この問題に入っていくと収拾がつかないのでこのへんで止めておきましょう。

藤田：つまり各団体の問題ということですね。

中塚：もう一つあって、各団体とともに、高校生の場合は高体連の話になってきます。野球は高野連で別なのですが、野球以外のスポーツは高体連に加盟していて、インターハイなどに出場するわけで、そこでの選手資格に関わってきます。

牛木：高体連と高野連の性格の違いというのが、この問題の背景にあるんです。この問題の方が特待生問題に近いところがあります。

白井：つまり、高体連の方は特待生を認めているのだから、高野連も時代遅れなんだ、改正しろという単純な議論が、当初、されていました。高体連はたくさんのスポーツ団体を抱え込んでいて、統一した規定ができないから諦めてしまっただけで、是認しているのとは違うのではないのでしょうか。従って、高野連の規定が時代錯誤で、もう取っ払ってしまっただけで自由になるとことがいいのかどうかは、原点に戻って考えていかなければならないところです。

牛木：それはまた別の問題ですね。

矢野：社会が認めると、そういう風になりますよね。だから理念的な面からの議論も必要だと思います。

中塚：たぶんスポーツの話題として取り上げるのであれば、プロであるかアマチュアであるか、それをどう捉えていくかはそれぞれの競技団体で考えればいいことです。しかし、この間のシンポジウムでも出ていたのですが、高野連、高体連というのは果たしてスポーツ団体なのか、むしろ学校教育のある部分を担当している機関ではなかろうかという議論がある。教育機関なのであれば、高野連が言っていることはおかしいことではない。高体連のほうがもうちょっとがんばって、特待生制度は高校生のスポーツとしては行き過ぎだと言えばいい。ただ、種目によっては、高体連を離れて自立できない競技団体もあるので、高体連がいろんなものを背負い込んでいかなければならない側面があるのではないかと思います。

牛木：高野連というのは教育団体ですか。学校教育の団体ではなくて、民間ですよ。

中塚：民間ではあるけど、今回もそうですが、各学校の野球部に対してかなり「指導」しますよね。教員の間でもときどき野球部の話題が出てくるのですが、特待生問題に限らず、高野連は個々の学校に対して口出ししすぎだと多くの教員が感じています。5月2日までに黒またはグレー

とされたところは、5月中は活動停止で、なおかつ部長交代まで言ってくるわけです。これは学校側からするととんでもない越権行為です。野球部長なんて誰もやりたがらない。抽選でやらされている学校もある。そんな状況にもかかわらず、高野連の指導で、この部長を外しなさいということが各学校に下りていくわけです。一競技団体の「指導」であるとするなら、とんでもない越権行為ですよ。

牛木：高野連は学校に対して言ってくるのですか、学校長に対して言ってくるのですか。

中塚：野球部長に対してですね。

牛木：つまり、高野連に加盟している野球部の部長に対して言ってくるんですよね。

中塚：そうですね。

牛木：学校に対して言ってくるわけではない。

中塚：ただ、野球部長を誰が任命しているのかというと、学校長です。間接的に学校に対して言っているのと同じことなんです。

白井：ただ越権とは言うけれども、高野連に加盟しているところの部長がその競技の憲章を知らないというのはおかしい。知らなかったとか、これは時代遅れだという議論が出てくるのはおかしいと思います。実際は知っていたと思うのですが、知らなかったという弁明行為は、スポーツマンらしからぬ、社会人として適格を欠くことだと思います。

中塚：ただ、ぼくが今言ったように、大部分の学校で、野球部長は仕方なくやらされているわけで、くじで外れてやっている人に野球憲章を読んでおけというのは酷なことのよう思うのですが。

白井：それは公立の学校の場合で、いわゆる強豪校の監督と部長の場合は違うわけです。それと混合させてしまうと、誤解が生じてしまう可能性があります。

矢野：高校生のスポーツはすばらしいとよくいわれます。スポーツができて勉強ができると、非常に魅力的です。しかし実際には、高校生の野球選手の中には乱暴で暴力的な者も多いんですよね。喧嘩っ早いです。でも、新聞に載ると汗と涙の甲子園みたいになる。メディアに出たときには、きれいな部分だけを扱うんですよね。実はスポーツの中で野球ほど問題になる選手が多いのはない。高野連が、何か問題があれば出せといえば、たくさん的高校から問題が出てきます。私の知り合いの野球の監督は、とても人間を教育できるような人ではないですよ。このような議論と、人生すべて勉強だという話もある。だから、非常に抽象的な話と、規約のような、非常に現実的な話とがこんがらがっているんですよ。その辺をぼくも整理できていないんです。5000万をもらうのは何が問題なのかをつかみたいと思っているのです。

白井：ゴルフの件で、杉並学園も校庭がない。その中で有名になるために屋上にゴルフの練習場を作って、中学から優秀な子を引っ張ってきました。たまたまうまくいったから良いけど、そうじゃない子もいっぱいいたはずですよ。うまくいった人だけを対象として、これでいいというのは学校教育としての位置づけとしてはどうか。まさにこれは宣伝で、宣伝としてうまくいかなかったら捨てるという問題になる。

矢野：友人の校長の学校で、女子校だったのを男子も入れ、スポーツを強化した。ぼくは、そんなので良いのかと言ったのですが、そうしないと学校がつぶれてしまうと言われました。そう考えたときに特待生は…。

### Ⅲ 特待生問題を教育問題として考える（後半部）

#### ■ 学校は何をするところなのか

中塚：もうすでに話が広がってきているのですが、さらに広げてしまおうと思います。今の話とも関連するのですが、学校とは何をするところなのか。本来は学びの場だと思うのですが、もう一

方で経営体として存在しているわけで、収支のバランスが崩れてしまうと成り立たない。この少子化の中、経営体としてどう学校を成り立たせていくのか。経営戦略の一つに、特待生問題が位置づいていてという捉え方も必要です。

配布資料の追加情報です。筑波大学附属高校の入学金は5万6400円です。授業料は、1年間で11万2500円、それ以外に学年で納めてもらうのが約15万円です。後援会費、PTA会費を合わせて初年度36万9600円。これが国立大学法人筑波大学附属高校です（学校HPより）。つい先日、高校サッカー選手権予選で、うちの高校は、特待生のいる足立学園高校に負けてしまいました。ここは入学納入金31万5000円、月々の授業料が3万7500円×12ヶ月。それ以外に学用品が11万円（学校HPより）。HPでも紹介されていますが、足立学園には4つの奨学金があります。成績の特待生、スポーツの特待生、学園奨学金、PTAからの特別奨学金です。一方で都立高校は、入学金5650円、授業料11万5200円です（東京都教育委員会HPより）。このようなバランスシートで見たとき、私立は飛び抜けて高いわけですね。野球だけでなく、来てほしい生徒に来てもらうために、私立の場合、都立や国公立並の授業料にいかにか抑えるかが出てくるわけで、それが特待生という言い方になっているとも言えるのではないのでしょうか。ある記事で見たのですが、「授業料の安い公立高校の生徒は、いろんな意味で優遇されている。みんな特待生と言えるのではないか」。私立はこんなに大変なんだということが、この数字で見えるのかなと思って持ってきました。

学校は何をすることでいいのかということと、スポーツを絡めて、この辺りを取っ掛かりにして間口の広い議論ができればと思います。

藤田：基本的な質問ですが、学校は生徒を使って儲けていいのでしょうか？ つまり、スポーツに限らず、堀越学園のように芸能人のいっぱいいる学校では、学校が生徒を使ってイベントを行って、例えば文化祭で金を取ることはできるのでしょうか？ 大学の場合では、スポーツ大会を開いて入場料を取ることは、これは六大学なんかではやっていますが、これを高校生がやるとどうなのでしょう。また、中塚さんも関係されているDUOリーグに人気が出てきたとして、金を取るのには可能なのでしょうか。

白井：野球に限って言うと、学生野球憲章はそれを使って金を稼いではいけないということになっていますね。学校が稼いではいけない。甲子園で入場料を取っていますが、高野連がお金をプールしています。このお金の流れがどうなっているかは議論が残りますが、大学野球も同様で、学校が興行を行ってはいけないことになっています。だからどこかでプールして、それを分配するという形を取っていると思います。

牛木：これはこんがらがら問題なんです、学校法人が営利行為をやって良いのかという問題と、学校に関連する企業が利潤を上げて良いのかというのは別の問題です。それからもう一つ、ぼくの経験を申しますと、六大学野球では入場料収入が出場校に分配されていました。ぼくの出身の東大では、体育会にあたる運動会で、その収入を配分していました。運動会予算の中で大きなウェイトを占めていました。ただこれは大学に入ってくるのではなく、財団法人東京大学運動会という民間団体に入ってくるのです。だから学校法人が営利行為をやると同じではない。

白井：学校法人が営利行為をやると公益法人として問題があります。また現在では課税の問題も出てきます。だから営利行為をやるときには、外郭の会社を作ってやっています。

藤田：では、DUOリーグを外郭団体でやるとして、国立大学法人筑波大学の附属高校としての問題はありますか？

中塚：学校とは関係ないと言うことはできるでしょうが、そうすると施設利用に問題が生じてくるでしょうね。

白井：サッカー協会との関係もないのですか。



木幡：サッカー協会の方での承認が必要なのではないでしょうか。

中塚：例えば、主催が DUO リーグ単体であればいいのですが、DUO リーグが何ものかと不審がられるので、後援として東京都教育委員会に入ってもらおうか。

牛木：それは中塚さん違います。公式の大会をやる場合には、主催はサッカー協会で行わなければなりません。DUO リーグは主管になります。練習試合などはいつでもどこでもやっていますが、大会になるとサッカー協会の管下でやる建前です。それが世界的基準かどうかには問題がありますが、日本ではそうになっています。

中塚：いわゆる公式大会ということですよ。

牛木：公式の選手権じゃなくても問題になりえます。入場料を取るかどうかというのが、もともとの問題ですよ。でも、昔の早慶の定期戦が有料で行われたときに、東京都サッカー協会が名目的に主催に入っていました。これは、ちょっと別の問題かもしれません。

藤田：例えば筑波大附属高校サッカー部にお金が下りてきても、それは全然問題はないのですか。

中塚：おそらく問題はないでしょう。ただ、公開しなければならぬでしょう。

藤田：税金の問題とかをクリアーしておけばいいのです。有名高校が集まってやっているプリンスリーグは、部活にお金が下りてきているのです。

中塚：逆の話ですが、プリンスリーグは U-18 年代のトップリーグとして 9 地域単位で行っていますが、東京都でもサッカー協会公認で、T1・T2・T3 というレベル別リーグを行っています。T1 リーグの参加費は 30 万円です。4 月から 8 月くらいまでのリーグ戦に参加するのにこれだけお金がいるんです。DUO リーグは、同じ期間でも参加費 2 万円です。T1 リーグではなぜこんなにお金がかかるのかというと、派遣審判と会場費です。駒沢の人工芝を押さえ、公認審判を東京協会から派遣してもらおうと、30 万円とらないとやっていけないのです。逆に言うと、それだけのお金を払えるところでないといけないわけ。そういう意味で、金銭面を含めた“体力”のあるところでないとならざるを得ない構図になっています。

今は出している一方ですが、おっしゃったように入場料収入などが発生すると、うまくバランスをとりながらやっていけるのかもしれない。

白井：運営費を出すために、こういうふうにお金を集めようというのであればそれはできますよね。

中塚：高体連はスポンサーシップを受けていますよね。特別協賛にコカコーラが入っています。個々の小さな組織では大きなスポンサーは取れないけど、財団法人全国高体連であれば大きなスポンサーを付けることが可能です。そのヒートアップしたのが過去の野球の事例で、歴史から学ばなければならないところがあるのでしょう。

## ■ 学校とスポーツの関係—経営体としての学校と儲けの手段としてのスポーツ

矢野：例えばプロ野球で契約金というのがありますが、契約金の上限があるのは球団がつぶれないためです。では、高野連がルールを変更して特待生を認めたらどうなるのか。たぶん野球だけをやっているチームが強くなるのではないかと、私は思います。

中塚：現に今でもそうなっているのではないですか。

高田：5 月 2 日に処分された甲子園出場の東京の私立高校は、翌月から選手が復帰して、甲子園で活躍しているわけですからね。実態はどうなのでしょう。特待生の選手は何事もなかったように甲子園に出場していますよね。結局高野連は何をどうしたかったのでしょうか。そのときだけ見せしめを 1 ヶ月やって、その後は普通に部活をしていますからね。

最近、シニアリーグ（中学生）のチームで全国大会に出場するチームの関係者に話を聞いたのですが、今回の特待生問題は全く関係ないとのことでした。特 A、特 B などのランクをもらって、某私立高校、野球高校に学費免除で特待生で行く選手が今までどおりいるという話でした。こういう話を聞くと、高野連は何をしたかったのか分からなくなりますよね。学生野球憲章に

何かを追加した、或いは追加するということはあるのでしょうか？

白井：今はまだ有識者会議を開いている段階です。高野連は自分たちで判断するという道を、有識者会議に投げたということです。結構そういう生々しい話も出ていて、リトルやシニアの監督が、中学校を抜きにして直接高校と取引をして選手を出しているという話を聞きます。前回もそういった関係者を有識者会議に呼びました。有識者会議では、ガイドラインを検討しています。

高田：結局有識者会議では、どうするつもりなのですか。

白井：有識者会議で結論は出さずでしょうけど、その通りに高野連が変えるかどうかは分かりません。まあ、有識者会議の動向に従うのではないかと思います。

高田：学費免除を受けることを全面的に禁止しているという話がありましたが、学校が利益を上げることは良いのか悪いのかということになりますよね。間接的に、例えば学校が甲子園に出場することによって結果的に新聞社、TVなどのメディアを使って宣伝効果を上げ、大きな恩恵を受けることができますよね。選手たちをエサにして、メディアを利用して利益を得る、それが過剰になって、勉強もしていない、マナーやモラルも悪い加減な学生でも高校野球では美化されてしまうんですね。メディアの責任と一方的に言うつもりはないんですけど、ものの伝え方が美化されすぎていると思います。メディアが高校野球（甲子園）を報じる際に、本来教育の場である学校の部活動を利用して、そういったことになってしまっている。そういうのを学校に介入させないように、文部科学省のようなところが決めると、それなりの成果が出てくるのではないかと思います。有識者会議で何かを決めるのではなく、子どもを持っている学校なり、それを管轄する文部科学省が決めていくと問題が解決していくのではないかと思います。

中塚：たぶん高野連が嫌がっているのは、野球統制令みたいなのが上から降りてくることだろうと思います。野球界で起きたことは野球界で解決しなければならないという自浄作用の問題です。戦前にヒートアップしたときに、文部省の方から、つまり国から、お前らやり過ぎだぞと言われたのが野球統制令ですね。こうならないように、高野連は自分たちで何とかしようとしているのではないのでしょうか。

白井：文科省から統制を受けるということ嫌っているとぼくは思っています。憲章 13 条をどう考えていくか、どのようにしていくか、維持していくかは、日本の学校スポーツ、社会スポーツを考えていく上で非常に重要なことだという気がしています。だから、単に有識者会議に投げたのかどうかは分かりませんが、高野連がかなり真剣に何とかしなければならないと考えているのは確かです。ただ、現実には動くかということ、さっき言った巷の指導者が、過去の流れで凝り固まった人たちがいるので、本当に変えられるかということなかなか大変な作業だと思います。

矢野：2、3年前の朝日新聞にあった記事なのですが、オランダでは学校にスポーツの時間がなく、街のクラブでスポーツを行っています。プロになりたい人はそこに行ってやるものですから、勉強をしない人が出てきてしまいます。そういった人を勉強させなければならないということが社会問題になってきているそうです。日本とは異なる形態ですので、日本の場合は日本独自のものを作っていかなければならない。ただ、プロになれる人はいいが、勉強をしてこなかった人はあぶれて、それを再教育しなければならないということは、日本でもあると思われます。

牛木：学校がスポーツを担って、学校で単一のチームをつくって全国大会を行うのは、ぼくが知っているかぎり日本と韓国だけです。ヨーロッパや南米では、ほとんど学校ではスポーツをやりません。授業で体育をやるところがあっても、日本でいう部活みたいなものはない。ドイツの学校では、午前中までしか授業がなく、午後はスポーツだけでなく手芸クラブなど、それぞれクラブへ行きます。サッカーの場合、良い選手はバイエルンなどの大きなクラブに行きますが、そうでない選手もそれぞれの選手に合った小さなクラブに通います。アメリカはちょっと別ですね。アメリカにも高校野球はありますが、アメリカの高校野球は、地域リーグしかなく、全国大会はありません。またシーズン制です。州によって異なるのですが、ぼくがニューヨーク駐

在のときに取材したニュージャージー州の場合は、高校野球は3、4、5月しかやりませんでした。しかも、試合に出るためには3月末の時点で、成績が一定点数以上じゃないと、試合に登録させないというルールがありました。その監督の先生は3月に何をやっているかという、選手たちに補習授業をやっているんです。

つまり、学校は何をやるどころかという問いについていえば、日本と韓国以外の国では、学校は勉強をするところで、スポーツはクラブで行います。アメリカの場合は、学校でスポーツを行います、シーズン制でしかやらない。だから、同じ選手がいろいろなスポーツをやっている。そう考えたときに、高野連の特待生問題は日本の問題として論じないと、学校教育制度が異なるので難しい。

中塚：教育課程の話でいうと、前回の学習指導要領から部活動は教育課程外に置かれ、学校での位置づけがあいまいになっています。教育課程の中身は、教科であって、特別活動であって、総合的な学習です。その中身を学習指導要領が示しています。以前は教育課程内の特別活動の中に部活動が入っていたのですが、課程外に置かれてしまいました。そうなる、現場の先生方、そして先生方の代表である高体連、中体連の偉い人たちが、部活動の教育的意義をないがしろにはできないと、いろいろなところに働きかけました。そして、例えば東京都では、教育課程内には置かれていないけど、部活動の指導は教員への職務命令という形で対応しています。東京都は給料の中ですよという考え方ですね。これは全国的にみても画期的なことで、これによって、教育課程外に置かれた部活動の指導を、教員の仕事としてできるようになりました。

牛木：40年前に日教組が強かった頃、それが非常に問題だったんですよ。部活動をやっている先生とやっていない先生で同じ給料だとかおかしなわけで、日教組は手当を出せと要求していました。そのときの文部省の態度は、学校教育活動と社会体育活動を分けて、部活動を社会体育活動とした。東京は、部活動をやらせるという点では画期的かもしれませんが、先生の労働としては問題ではないのですか。

中塚：全くおっしゃるとおりです。もうちょっと言うと、昭和54年の文部次官省通達ですが、これは部活動に関わる教員の勤務の根拠となっていました。それが2001年3月で廃止されているんです。廃止されたときに、教員の引率に関する手当での根拠がなくなってしまって、それに対して東京都では根拠を作ったあげたということです。

藤田：手当はもらってはいけないということですか。

中塚：もらっていいんですよ。もらえることになったんです。

牛木：お金はどこから出るんですか。

中塚：学校からです。

藤田：では、先ほどのDUOリーグでお金が儲かったときに、その手当として中塚さんがもらうのはどうなんですか。

中塚：DUOリーグは外郭団体ですから、兼業届けを出してそれが受理されていれば大丈夫でしょう。

牛木：兼業は良いとしても、副業でお金を儲けるのは禁止ではないんですか。

中塚：ものによると思います。教育に関係することなら大丈夫など、規定があります。

牛木：サッカーの審判で、教員は手当がもらえないですね。

中塚：もらえます。Jリーグができたときに、文部省や教育委員会といろいろ詰めたようです。ちなみに、私もDUOリーグチェアマンやサロン2002理事長というのは、兼業届を出しています。これは、5月のサロン総会を受けてですけどね。

白井：特待生がいる地方の強豪校の監督は、学校が500万、1000万を出して、引っ張ってきているということがあります。その金は、同窓会から出ているという話もあるのですが、本当に同窓会からお金が出ているのかは疑問ですよ。本当に出ているのなら、少なくとも開示しなければなりません。地方の新設校の同窓会がお金を持っているわけがないですからね。

牛木：いや、同窓会は金を持っていますよ。

白井：新設校で5年、10年しか経っていないところで、野球で名をあげようとしているところは、そんなことはあり得ないということですよ。

牛木：青森山田のような場合は、オーナーからお金が出ているんでしょう。それは投資かもしれないですね。将来、回収できるかもしれないということですね。

学校経営で難しいのは、文科省は学生数を私学でも定員の2割増しまでしか認めません。だから授業料収入は決まっているんです。普通の商売であれば、いい商品ができれば売りが上がるのですが、学校の場合はどんなにいい教育を行っても生徒数の定員は決まっているから収入は増えません。受験生を増やせば、受験料収入は増えますが、いま受験生はすごく減っていますから学校経営は非常に厳しいですよ。

白井：だから逆に厳しいので、スポーツで名前を売って集めようという考えが出てくるんですよ。

牛木：青森山田なんかが典型的ですよ。

### ■ 特待生問題から見えてくるタレント育成の弊害

矢野：最近出た本で、永井洋一さんの『スポーツは「良い子」を育てるのか』という本があります。この本の中で、プロスポーツとアマチュアスポーツは、完璧に区別して考えなくてはならないと言っています。プロは体を壊しても、病気になっても練習をしなければならない。アマチュアは健康を志向するというふうに、区別しなければならない。だからプロが薬を使っても身体を痛めても勝ちにこだわるのは、プロだからしょうがないと。12、13歳の時まで基礎的な訓練をしなければ実らないということも書いてあります。イチローがすごいのは、その頃にお父さんと練習し、それが実ったと。そう考えてみると、日本の場合、高校スポーツというよりも家庭の問題であって、お父さんと子どものかかわりの中でそういう問題がある。これに大学の経営が絡み合ったり。そこを解きほぐさないとなかなか…。

牛木：今の話は意味がよく分かりません。どういうことですか。

矢野：高校から力のあるやつが、プロになっていくと。それがアマチュアとしてのスポーツとして考えられていく。それが現実には、お父さんがプロを目指してやっていく。だから、勉強よりスポーツが重要だという構造になっていくんです。それが学生スポーツと混同しながらやっているの、それをそのままやっていると紐解かないと。

白井：要するに、競技スポーツを育てるほとんどのルートが学校になってしまっているから、いわゆる学業とスポーツというのがちょっと歪んできているということですよ。

矢野：メディアも、企業も、政府も、オリンピックに出すことを非常に大事にするという部分が非常にあって、その辺が解きほぐせないんですよ。

中塚：この間のシンポジウムでは出なかったことですが、ここで再三取り上げられているメディアの影響というのが前から気になっていました。どのスポーツでもそうですが、何で、たかが高校生のスポーツをこんなに取り上げなければならないのか不思議でしょうがない。どうですか、毎日新聞の落合さん。

落合：毎日新聞が選抜を始めた経緯はいろいろあるのですが、置いておくことにします。確かに決してレベルが高いわけではないのですが、ただスポーツだけでなく、地域とかいろいろなものを託しやすいんですよ。一つの文化みたいなものですよ。もちろんイメージアップ、販売拡張の面もありますけど。ただ、それをやめるかっていうと、そういうわけにもいきません。ぼく自身この問題を考えることは、公平性、フェアネスをいかに保つかということです。ゲームという問題と、もう一つは社会におけるスポーツの位置が低いということです。私が所属します新聞社の運動部も、他の部と比べると地位が低いのです。社会におけるスポーツの社会的意義や価値をどうやって上げていくかという視点、スタンスを持ちつつ、ではどうすれば良い

のかということを考えていかなければなりません。

話は少し飛びますが、高校駅伝で、外国人留学生に対して規制を作りました。先ほど青森山田の話が出ましたが、先日、青森山田の理事長に、なぜスポーツに力を入れるのかということでも本音を聞いてくれることができました。野球だと全国放送で、2時間放送をしてくれる。メディアにも書いてくれる。それだけスポーツの持っている力は大きいということです。国のスポーツ政策がない中で、言い過ぎかもしれませんが、それぞれが好き勝手にやっているという印象を受けます。

中塚：フェアネスという問題では、この間、うちのサッカー部が特待生のいる学校と対戦しました。けど、指導者である私自身はもちろん、生徒たちも、相手校に特待生がいようがいまいが、同じピッチで同じルールでやっているのだから、アンフェアであるとはこれっぽっちも思っていないでしょう。ただそこに、オーバーエージが出てきたり、全く異質なものが出てくると、フェアでないという感じになるかもしれません。意識の違いかもしれませんが、ぼくは特待生がいようがいまいが、そんなに問題にはならないと思うんです。

落合：例えば、青森代表なのに、選手が兵庫出身者では、違和感がありますね。

白井：ただ、この間のシンポジウムで問題になったのは、特待生制度が良いか悪いかというよりも、子どもたちは、スポーツを通してスポイルさせているのではないかということです。自分たちで好きにやっているとはいいながらも、ただ利用されているのではないか。そこら辺が見過ざれているということが危険であるという共通した問題意識があったと思うんですよね。先日のシンポの内容が、法律の議論というよりも、こっちの議論の方のウェイトが大きくなってしまったのはこのためだと思います。成功するのはほんの一部の人たちで、その間に挫折したりやめていった子が、その後どうなっていくのか。特待生で8000人も選ばれて、その中で成功するのはどのくらいでしょうか。特待生制度がフリーター製造器になってしまう。スポーツ中心で生きてきて、スポーツで挫折したときに全部を失ってしまう。だから、少人数の成功した人たちだけを題材に議論をするのはおかしいのです。

牛木：それはぼくも全く同じ意見で、特待生の制度が生徒たちをスポイルしてしまう。クラブなら、移籍をすることができるが、学校だとそう簡単に移ることはできないですからね。スポーツをする場所と、勉強をする場所を分けた方がいいと思います。海外ではそれで成功しているわけですからね。

藤田：スポイルとフェアネスの問題でいうと、学力の問題は出てこないのですか？ 高校の学力に達していない人がスポーツをやることに対して問題は出ていないのですか？

白井：スポーツ法学会のシンポジウムでも、馬場先生が、全く勉強できない人が大学に入っていると言っていました。結局社会に出てもものにならないから、社会に出ておかしなことになるという人たちを、現実にはいっぱい見ているとおっしゃっていました。それに近いことはいっぱいあると思うんですよ。

中塚：それは落合さんが言われた、社会におけるスポーツの地位が低いことにつながってくるわけで、これを何とかしなければいけないだろうと常々思うんですけどね。

白井：ぼくがスポーツ指導者に一番不満なのは、勉強することの大事さ、それも学校の勉強だけでなく、社会に出るための勉強を教えられないこと、おもしろさを伝えられないところにあります。教えられないような人が指導しているから、問題なんですよね。

矢野：朝青龍の問題で、横綱は品格が必要だと言われていますが。横綱だけに必要ではなく、全人に必要なことなんですよね。教育するような人が協会にいないからこういう問題が起きてしまうのではないかと思います。

白井：北の湖理事長は中学校しか卒業しておらず、最初は無知で幼稚な印象を持ったが、外から見るとそれなりに見えてくるのは、教育されているからなんですよね。横綱になると、社会的に立

派な人との出会いがあつて、磨かれていると思うのです。

でも、朝青龍の場合には全くなかったという気がします。

中塚：例えば相撲界から政界に参入した人はいますか。

落合：1人いました。旭道山（元衆院議員）がそうです。

中塚：社会に対して大きな影響力を持つところに、アスリートがセカンドキャリアとして飛び込んでいかないと、スポーツの地位は高まっていかないとします。ただ、人材があまりにも乏しいと思うんですよ。

白井：サッカーの監督が国会議員になるとか、コネやネームバリューではなく、自分の持っている力で出てこなければいけないですね。政治家だけでなく、アスリートのセカンドキャリアとして医者になったとか、そうならないといけないと思うんです。

藤田：逆に高体連などが、あまりに頭の悪い生徒を抱えている学校をチェックするという事はどうなんでしょうか。高校スポーツの問題は、レギュレーション、参加資格の問題だと思うんです。高校の学力があるということは、年齢と同様に大事だと思うのですが。

中塚：うちの学校ではかつて、成績会議に名前が出た者は公式戦に出場できないというルールがありました。成績会議に名前が出るというのは、「2」を3つ以上とっている者のことです。うちの学校の古いOBの方との話の中で、国体への出場が決まったけど、ある先生の単位が取れないがために参加できない部員がいたという話を聞きました。

藤田：それをチェックすることを文科省はやろうとはしないのですか。スポーツ推薦を盛んにしてきた早稲田などでも、スポーツをやっていないければ絶対に入学できないような学力の人もいますからね。

白井：でも、それは一般の大学生にも言えて、分数のできない大学生がたくさんいますからね。

牛木：文科省の話がさっきから出ていますが、文科省の干渉を許すということは、野球統制論の復活ということになりますから、よくないと思います。今の文科省は教育に関する個別の干渉ではなく、大きな方針について助言や勧告をするのが限度です。個々のケースについては、教育委員会と学校の関係で論議すべきです。文科省にやってもらいたいなんてことは、言うべきではありません。

高田：学校側の意識や教育者や指導者のモラルによって、簡単にできると思うんですよね。うちのクラブでは、8月末の少年サッカー大会の参加条件を、「宿題を終わっていない子は大会に出さない」としました。勉強することや人間性を育てることは、小さな街のクラブでもできるんです。でも結局は先ほど出た青森山田のように、投資対効果の利益に非常に魅力を感じてしまうんでしょうね。

教える側に立つ人たちのモラルが大切であって、勉強してきていない人に文科省がいろいろ言ったって無理でしょう。

落合：アメリカにおける事例なのですが、アメリカンフットボールでドラフトをされるのは大学生からなんですよね。それがなぜかという、高校生だとまだ未熟な人間だと。一定の学力レベルがあつて、そういう人でないとすごい大金を手に入れるので、人生を壊してしまう可能性が高まってしまうんですよね。そういう意味で大学生以上ということにすることで、いろんな問題がクリアされていると思います。競技としてのガバナンスが重要なんです。

中塚：最後に、シンポジウムから引き続いて参加していただきました伊藤さんに、コメントをいただきたいと思います。

伊東：私自身は野球をやっていて、先日甲子園を観戦してきました。高校野球を見て良いなと思ったけど、いびつだとも感じた。野球が楽しいのは事実だが、人気に頼って環境がいびつになっているふうに思います。それがなぜかという、あの姿を見ていると、インターハイと重なるんです。そこにも同じものがある。でも、それを報道しないという現実がある。

教育効果があるかという点、どうなのでしょうね。高校時代に一生懸命やるっていうのは非常に価値があると思うし、その意味では他の競技と全く変わらない。ただそれを見向きもせず、野球だけをいびつに取り上げていく。あと、サッカーと違って国際的でもなく、協会に、強化・育成のプランがないですね。人気だけで突っ走る。国際的に見たらもっと普及しなければならないのですが。とにかく野球は楽しいけど、偏りすぎだと思っています。

中塚：ありがとうございます。サロンのメーリングリストで、珍しく議論が活性化したように、この問題にはいろいろな人がいろんな思いを持っているんだなというのを、改めて感じました。また機会を見つけて、この議論の続きができればと思います。また、この報告書が公開され、議論の中味が高野連に少しでも届けばと思います。どうもありがとうございました。

## IV 補足資料

### ※1 野球の事例

#### 1) ことの発端となった事例

- ・3月9日 西武球団が、東京ガスと早稲田大学の選手2名に裏金を渡していたことを公表（早大の選手は3月15日付で退部）
- ・4月4日 西武ライオンズ調査委員会による中間報告  
78年の球団創立から05年6月の倫理行動宣言までの27年間で、高校・大学・社会人野球の監督ら関係者のべ170人に対し、選手の入団の謝礼として、最高1,000万円の現金や商品券を渡す
- ・早大野球部の当該部員は専大北上高校出身で、当時の野球部長が関与していることが判明
- ・4月12日 高野連の事情聴取の中で、専大北上高校が特待生の存在を認める  
野球部以外にも卓球・レスリング・体操・バレーボール・柔道・ソフトボール・吹奏楽に特待生あり。  
1学年の定員は300人程度、その1割をメドに特待生を採用。野球部は1学年10人程度を同制度で入学させており、中学時代の実績によりAからCまで3段階にランク分け。ランクによって入学金や授業料の免除額が異なる
- ・4月16日 専大北上、野球部解散を県高野連へ申し出、野球同好会へ（対外試合は実施せず）  
（→5月24日 再加盟に向けたヒアリング →6月1日 再加盟）

#### 2) 野球界における特待生制度の実態（高野連の調査）

- ・4月20日 高野連、全加盟校（軟式含め、延べ4800校）対象の実態調査実施を決定（4/24～5/2）
- ・5月3日 高野連によるスポーツ特待制度実態調査結果報告  
376校、7,971人に「野球特待生」が適用。高野連加盟の私立校の約半数が該当
- ・5月10日 高野連、特待生に救済措置
- ・7月9日 有識者会議スタート

### ※2 その他の事例 「高校生スポーツ考」（朝日新聞2007.7.4.～7.14.）より

#### ■1億円、「日本」肩代わり（7月13日付）

- ・学校には、卓球台20台に寮やトレーニング室も備えた「国際卓球センター」があり、6人の全日本王者を育てたY総監督の指導を受けられる。
- ・「一芸に秀でた生徒をもっと育てよう」と89年に普通科を特進、教養、スポーツの3コースに分け、ほかの競技にも力を注いだ。99年に野球部が全国高校選手権で8強入り、01年にはサッカー部が全国選手権4強入りした。現在、全校1,068人のうち482人がスポーツコースの生徒だ。
- ・「卒業とは何日登校したかじゃない。何をどれだけ努力したかで決まる」（理事長）

#### ■「過度」とは？ 線引き模索（7月14日付）

・フィギュアスケートのA選手が4月に2年生になってから、在籍する愛知県・私立C高校に登校したのはまだ7日。昨夏に拠点を米国に移したため、学校に行けるのはたまの帰国時だけだ

■ スポ薦、文武両道に貢献 (7月8日付)

・10年前は退学率5割だった東京都立のA高校が、スポーツを柱の一つにした学校改革に取り組んでいる。文化・スポーツ等特別推薦(スポ薦)を実施する相撲部と陸上部を軸に部活動を奨励。推薦入試でも定員割れした学校が、都立有数の入試実質倍率を誇るまでになった。

■ 通信制、練習時間は自在 (7月11日付)

大阪府枚方市に本校のある通信制・単位制の私立校。テニス部があるのにテニスコートがない。大阪市内に拠点を置く民間クラブ「大阪テニスアカデミー」と提携し、学校は授業のみ。テニス部の活動はクラブが請け負う(中略)。だが、「練習量は全日制の強い学校とそう変わらないのでは」とO主将。実際、ある強豪校では午前7時から8時まで朝練週、放課後は午後4時から9時過ぎまで練習し、帰宅後の食事などは深夜になる。

■ 留学生 掟破りの影響力 (7月4日付)

全国高校駅伝における外国人留学生の1区起用禁止 (2007.5.22.全国高体連陸上専門部)

1992年にケニアからの留学生が初登場。高体連では1994年に「外国人留学生はエントリー人数のおおむね20%以内とする」

### ※3 サッカーの場合：プロとアマの関係

1) プロへの道は一つではない

… 高校・大学・社会人だけでなく、Jクラブユース、Tクラブユースなど様々あり、行き来できる

2) プロとアマの垣根は低い

… プロかアマかはクラブとの契約上の問題。自由に行き来できる

3) 統括団体は一つである

… 日本サッカー協会(JFA)が全体を統括している

参考) JFA「プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について」

■ 「統一契約選手」には3種類ある(第1項)

プロC選手 … 初契約から3年間。基本報酬：480万円/年以下。

変動報酬：出場プレミアム(5万円/試合以下)・勝利プレミアムのみ可

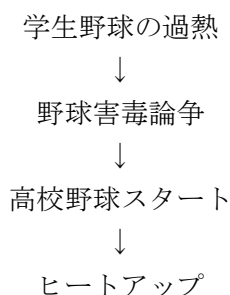
プロB選手 … プロA契約締結条件を満たしたが、プロA契約を締結しないプロ契約選手

プロA選手 … 規定試合出場またはプロC契約を3年経過。25名以内、

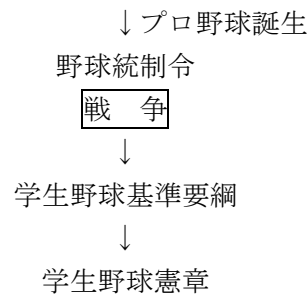
■ 新人選手に対する「契約金」はない。「支度金」はある(第8項)

クラブは新規採用した選手または移籍した選手に対し、支度金を支払うことができる。支度金は、妻帯者(同居扶養家族あり)500万円、妻帯者(同なし)400万円、独身者380万円(いずれも上限)。まだ働きもしていない選手に対して高額の契約金はない。まずはC契約から

### ※4 中塚氏の板書







## ※5 トレーニング費

参考) JFA「プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について」

アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合にトレーニング費用が適用される(第7項)

例えばA高校からR大学を経て東京Vに入った選手がいた場合、

- ・東京VはA高校とR大学に対し、「トレーニング費用を請求できる」旨の通知義務がある
- ・R大学は30万円×4年=120万円を、A高校は15万円×3年=45万円を上限としてトレーニング費用を請求できる(金額についてはクラブ事情も考慮して折り合いをつける。これ以上請求することはできない)
- ・東京Vは一旦JFAの口座に入金、これは当該クラブ同士の直接振込みを防ぐ意味がある。
- ・JFAは手数料分を差し引いた全額を、R大学とA高校に振り込む
- ・大学の場合、トレーニング費用の40%は大学連盟(学連)に納めることになっている。これは、学連としても選手を育てたことに基づく請求である(「取りすぎだ」との声もある)
- ・トレーニング費用の用途については、JFAへ報告することになっている